

令和 3 年度 国の概算要求に向けた提言

令和 2 年 6 月 4 日

全国知事会

国の概算要求に向けた提言

全国知事会では、持続可能な新しい日本の創生に向け、地方としての役割を果たすべく、以下に記した項目の重点的な実施が必要不可欠であると考えており、これらを国の予算編成で盛り込んでいただくよう、強く申し入れます。

令和2年6月 全国知事会

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

地方は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び感染収束後のV字回復や、実効性ある需要喚起対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靭化のための防災・減災事業など、増大する役割に責任をもって対応する必要がある。

よって、地方交付税を含む地方一般財源総額の確実な確保・充実を図ること。また、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」後の対象事業の拡大、予算・財源の安定的・継続的な確保とともに、「防災・減災・国土強靭化対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」の継続や対象事業の拡大、「緊急防災・減災事業債」の継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。

また、地方創生・人口減少対策のための税財源の確保・充実を図ること。

2 地域医療体制の確保

新型コロナウイルス感染症が全国で拡大し、医師や病床などが不足したため、必要な治療が行えないといった医療崩壊の恐れが現実味を帯びたことから、各地域の防疫・医療提供体制の充実・強化のためのより一層の支援策を講ずること。

また、各地域において、地域医療構想実現に向けた議論を進めていくにあたり、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域の実情に応じて、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。

3 地球温暖化対策を含めたエネルギー政策の総合的な推進

エネルギーは国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤である一方、環境に与える影響が大きい。温室効果ガスの増加によって、今後、水害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されている。

よって、エネルギー安全保障の強化や脱炭素化に向けて、早期に長期エネルギー需給見通しを見直し、安心・安全を前提としたエネルギー政策を総合的かつ計画的に推進すること。

また、省エネルギー化の徹底と、再生可能エネルギーの導入を進め、災害に強い地域づくりを推進する必要がある。したがって、高断熱・高気密住宅の普及を加速させるため、優遇税制等による促進策を検討するとともに、公共施設を含む既存建築物のZEB化

等を促進するため、断熱性能強化に資する設備導入を積極的に支援すること。
さらに、固定価格買取制度による売電収益を納付対象とした収益納付補助金の創設、再エネ発電事業のイニシャルコストを平準化する仕組みの構築を行うこと。

4 情報通信をはじめとする未来技術に関する技術、人材、基盤の支援対策

情報通信技術や、AI、IoTなどをはじめとした未来技術は、現在地方が抱える社会課題を解決・改善するための重要な鍵となる。新たな時代において地方創生を実現するためにも、未来技術を活用した生産性の向上に取り組む必要があるが、現状、地域に対する支援や人材確保、インフラ整備が十分とは言えない。

よって、中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう情報発信や、人的・財政的な支援の強化を図ること。

また、EdTech コンテンツや STEAM 学習の機会創出の推進、デジタル人材を確保しやすい仕組みづくり、未整備地域における光ファイバ網や 5G の早期整備、地域公共ネットワークの維持管理・更新の支援、AI、自動運転など新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ「新しい生活様式」の定着にも資する Society5.0 を実現する技術の活性化及び課題解決に取り組む自治体の支援を行うこと。

5 新型コロナウイルス感染症対策に伴う大胆な地域経済対策の実施とセーフティネットの構築

新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や休業要請等により、飲食店やサービス業、宿泊観光業をはじめとして、売り上げが大幅に減少するなど、経済を取り巻く環境は急激に悪化しており、特に中小企業や農林漁業者は事業存続に関わる重大な事態が生じるなど、地方におけるセーフティネットの構築、雇用の維持及び事業継続は喫緊の課題となっている。

よって、資金繰りに窮する中小企業等に対し、様々な経済雇用対策による資金が一刻も早く届くよう、手続きの簡素化や事務処理体制の拡充を行うこと。

また、V字回復に向け、速やかな観光需要の回復や、大胆な需要喚起策の実施などの経済財政政策を講じるとともに、引き続きテレワークの強力な推進やデジタル技術を最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図りながら、地域経済を安定した成長軌道に戻すこと。

新型コロナウイルス感染症に関しては、地方が感染拡大の防止と経済再生を両立して取り組めるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、それぞれの施策の実情に応じて年度間流用や基金の造成を認めるなど、柔軟な執行ができるようにすること。さらに、情勢に応じて累次の追加配分を行うこと。

加えて、特別定額給付金の申請での活用にあたり明らかになった課題を改善の上、手続のオンライン化・速やかな給付等が可能となるマイナンバーを活用した事務を拡大し、利便性の向上を図った上で、広く国民に周知すること。

6 新型コロナウイルス感染症対策に伴う教育環境の改善

学校休業により全国各地で十分な授業時間が確保できない中、感染状況によっては学校を再開することが困難な地域もあり、子どもたちの学習機会の不足はもとより、学力格差の拡大が強く懸念されている。

よって、ICTを活用した学習のための環境整備や学習指導員等の配置、各教科のカリキュラム見直しなど、子どもの視点に立った最善な学習機会確保や学力格差解消のための各種対策に対する財政支援を十分に講じること。

7 近年の自然災害被害を踏まえた防災・減災、国土強靭化対策の抜本強化と被災地における復旧・復興の加速化

近年、毎年のように大規模自然災害が発生しており、全国各地で甚大な被害が生じている。更なる頻発・激甚化が懸念される中、防災・減災、国土強靭化の取組を強力に推進する必要がある。

そのため、近年の台風や豪雨による被害から明らかになった課題を踏まえ、国と地方が連携して令和3年度以降も国土強靭化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に行うこと、災害発生時の被害を最小限に抑えるよう防災・減災、国土強靭化対策、社会インフラの老朽化対策、及び被災地の復旧・復興を並行して進めること。

また、農林漁業者に甚大な被害が生じており、災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善を含め、万全な措置を講じること。

さらに、被災地における工事需要に対する施工業者確保策、被災者に対する継続的な支援策を構築すること。

8 原子力防災対策に係る制度的充実

原子力防災体制の見直しにより、地方公共団体が実施する防災対策の範囲は大きく広がっている。

よって、地方公共団体が、地域の特性を踏まえて必要と判断した防災対策に係る経費に関しては、関係地方公共団体の意見を聴き、新たな負担にならないよう適切な財政措置及び人的支援を行うこと。

9 新たな過疎対策法の制定及び過疎対策に係る支援措置の更なる充実

現行の過疎対策特別措置法が令和3年3月に法期限を迎えるが、過疎地域は、集落機能の低下など極めて深刻な状況に直面していることから、引き続き総合的な過疎対策を実施し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現を図る必要がある。

よって、新たな過疎対策法を制定すること。制定にあたっては、過疎地域の要件と単位について、現行法に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすること。また、地域の多様な財政需要に対応できるよう、過疎対策事業債の必要額を確保することに加え、市町村での実施が困難な施策や、効率性・一体性の観点から広域的に実施する施策については、都道府県の役割を明確にし、都道府県による過疎対策事業債の発行を可能とするなど、過疎対策に係る支

援措置の更なる充実を図ること。

10 若年女性の地方定着・回帰を促進し、「持続可能な社会」の切り札となる女性活躍を促進

進学、就職、結婚などを機に都市部へ転出したまま地方に戻らない転出者数は女性の方が多く、このことは将来、地方において持続可能な社会を維持できなくなる大きな懸念材料となっている。

就職先を選択する上で重要な要素であり、地域間較差の拡大の原因にもなっている賃金較差の是正や個々の能力を十分に發揮できる働きやすい環境を整備することで、若年女性の地方定着・回帰を促進し「持続可能な社会」の切り札となるよう、最低賃金の引き上げや、これによって影響を受ける企業・事業者への支援強化を行うこと。

11 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実

昨年の出生数は統計開始以来、初めて90万人を割り込む86万人となり、少子化は深刻さを増している。また、婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇などに表れる未婚化、晩婚化が進行しており、その背景には、子どもを育てる経済的負担の重さがその一因であると考えられる。

よって、希望する子どもの数の実現に向けた手当や制度の創設、放課後児童クラブ利用料の無償化など、子どもを持つ世帯の経済的な負担軽減措置の拡充を図ること。

12 外国人材の受け入れ体制の構築

地域経済を支える中小企業では、女性・高齢者の活躍促進による生産性向上を図っているが、依然として人手不足が深刻な状況にある。このような企業が多く見られる分野に、即戦力となる外国人材を受け入れることで人材不足の解消及び地域の活性化をするべく、特定産業分野の拡充を図ること。

また、外国人の雇用の安定に向けた取組や就労環境の適正化など、外国人材が働きやすい環境の整備に関する取組を拡充すること。

さらに、外国人を地域社会の担い手として円滑に受け入れられるよう、外国人への日本語教育や安心して生活が営めるような制度構築を国の責任の下に行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を行うとともに、同様の取組を行おうとする地方自治体への財政的支援制度の確立を行うこと。

13 国産木材の需要拡大を通じた森林資源に係る環境整備

戦後造成された我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、森林資材の蓄積量は年々増加しており、整備が行き届かない状況にある。

このような状況の下、近年自然災害の頻発化・激甚化が進む中、森林の有する防災・減災機能は重要であるにも関わらず、その機能が十分に発揮されていない。

よって、国産木材の需要拡大に向けた取組を全国的に加速させ、森林資源の循環利用を進めることで、森林が有する防災・減災機能の十分な発揮をすることが重要である。

そのために、民間非住宅建築物や公共建築物の木造化・木質化の推進や、民間事業者や地方公共団体の木場設置に対する支援制度の確立を行うこと。

14 就職氷河期世代の活躍支援

就職氷河期世代の活躍支援については、国において、令和元年6月に閣議決定された「骨太の方針」で、「就職氷河期世代支援プログラム」として、3年間の集中的な取組が明記され、同年12月には、支援プログラムに基づく個別の取組について、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」が策定された。

これらの取組が真に実効性のある施策となるためには、国と地方がそれぞれの立場で責任を果たしていく必要がある。

このため、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への支援、ひきこもりや生活困窮者への支援について、必要な財源措置も含め国が責任を持って取り組むこと。

15 C S F ・ A S F 対策と感染拡大防止

家畜伝染病予防法や養豚農業振興法の改正の趣旨を踏まえ、都道府県が定める飼養衛生管理指導等計画に位置づけて行う施設整備に対する補助制度を創設するとともに、発生農家や産地の再生に向けた支援策の充実を図ること。野生いのしし対策について、国主体で全国的な浸潤状況等を調査分析の上、終息に向けた統一的な対処方針を策定するとともに、捕獲や経口ワクチン散布などの対策に必要な予算を確保すること。

A S F の国内侵入に備え、水際対策の更なる強化を図るとともに、野生いのししへの感染が発生した場合には、国自ら早期の封じ込めを図るなど、水際対策とまん延防止策を一連で行うための体制を構築するため、所要の予算措置を行うこと。

16 復興・創生期間後における財政支援の継続

昨年閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針に基づく復興・創生期間後の当面5年間の事業規模及び財源の枠組みの検討に当たっては、心のケアや被災した子ども達に対する支援など、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるには、「復興・創生期間」終了後も長いスパンで取り組むべき事業も多いことから、国の責任の下、十分な財源を確保し、手厚い財政支援措置を継続すること。